

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和6年度におけるデンマーク王国・オーデンセ市姉妹都市提携35周年及び中華人民共和国・西安市友好都市提携30周年として、姉妹・友好都市との記念交流事業の企画及び運営等を行うため、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念交流事業実施の企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関との調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 実行委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 実行委員会は、前条各号に掲げる事項を行うため、会長、委員長、副委員長、委員、事務局、事務局長及び監事を置く。
- 3 会長は、船橋市長をもって充てる。
- 4 委員は、船橋市、船橋市教育委員会、公益財団法人船橋市公園協会及び船橋市国際交流協会並びに市内において姉妹・友好都市との交流を行っている国際交流団体等の中から、会長が任命した者をもって充てる。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 6 事務局は船橋市市長公室国際交流課に置き、事務局長は船橋市市長公室長を、事務局員は船橋市市長公室国際交流課の職員をもって充てる。
- 7 監事は、会長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会長、委員長及び副委員長の職務)

第5条 会長は、実行委員会の運営等に関し大局的な見地から助言を行う。

- 2 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、会長又は委員長が招集し、会議の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

2 会長又は委員長は、会議を招集する暇がないときは、実行委員会に属する事務について専決することができるものとする。

3 会長又は委員長は、前項の規定により専決したときは、次の会議において報告しなければならない。

(議事の決定)

第7条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(会計)

第8条 実行委員会の経費は、船橋市の交付金等をもって充てる。

2 委員長は、事業終了後速やかに決算し、監事による監査を受け、実行委員会に報告しなければならない。

(残余財産の帰属)

第9条 実行委員会の決算において、残金があるときは、その全額を船橋市に返還するものとする。

(監事)

第10条 監事は、会計を監査する。

(事務処理及び会計処理)

第11条 実行委員会の事務処理については船橋市事務決裁規程（昭和46年船橋市規程第2号）の規定に準じて処理するものとし、会計処理については所属に事務局を置く任意団体等の会計処理について（平成30年12月5日付け総第1328号）の規定に準じて処理するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。